

南九州市告示第100号

南九州市伐採及び伐採後の造林の届出等に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月30日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市伐採及び伐採後の造林の届出等に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

南九州市伐採及び伐採後の造林の届出等に関する取扱要綱（令和2年南九州市告示第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「人工造林又は天然更新」を「伐採又は人工造林若しくは天然更新」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

（表）

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

南九州市長 様

【届出者（森林所有者及び造林計画者等）】

伐採後の造林に係る権原を有する者

住 所

氏 名 (※)

連絡先

【届出者（伐採事業者及び伐採計画者等）】

立木を伐採する権原を有する者

住 所

氏 名 (※)

連絡先

【仲介業者】

住 所

氏 名 (※)

連絡先

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。本伐採は、届出者である _____ が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

南九州市 町 番

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書（第2号様式）及び造林計画書（第3号様式）のとおりに

3 届出書の情報提供に係る同意（同意する場合、森林所有者が自署する。）

南九州市長が、再造林の推進に活用するために、本届出書の記載内容について、県、市町村、林業事業者等に情報提供することに異議なく同意します。

年 月 日 森林所有者：

4 備考

注意事項

以下の項目を確認し、自筆で☑を入れること。

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場
(裏)

合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。

- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採計画での伐採期間(始期)の90~30日前までに提出すること。
- 5 伐採、搬出の計画にあつては、土地の保全、水源涵養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意すること。また、伐採作業中又は作業完了後において、土砂災害の防止や周辺環境の保全などの目的で市町村及び県が行う指導に対しては真摯に対応すること。
- 6 森林の立木を伐採(主伐)した後は、植栽作業を想定して、伐採作業時において、伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林する者が決まっている場合は、造林する者と現場の後処理等の調整を図ること。また、天然更新を予定する場合は、枝条等が萌芽更新、天然更新等の妨げとならないよう留意すること。
- 7 届出書に基づいて森林の立木の伐採(主伐)及び造林をしたときは、それぞれの作業完了後30日以内に森林の状況報告書を必ず提出すること。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。